令和7年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	3 5		府省庁名 経済産業省							
対象	税目	個。	人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()							
	要望 項目名		沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等							
要望(概		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)の規定に基づく産業イノベーション促進地域における課税 の特例について、税制上の特例措置の延長等を講じる。								
		・特例措置の内容 (1) 産業イノベーション促進地域において、法人税及び所得税の特例措置の延長等が認められた場合、住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。 (2) 沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する施設を 市に新設した青色申告法人は、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分として5年間計算。								
			その他) 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。							
関係	条文	; ; ; ;	沖縄振興特別措置法 第36条、第37条 租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、 租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9 租税特別措置法施行規則 第5条の13、第20条の4、第20条の16 地方税法第23条第1項第2号、第3号、同法第32条第1項、同法第35条第1項、 司法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、同法第72条の12第3号、 司法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号、同法第313条第2項 地方税法附則第33条第3項							
減 見 見 見		_	初年度] — (▲17) [平年度] — (▲17) 改正増減収額] — (単位:百万円)							
要望	理由	関る。出	1)政策目的 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有してい 。 本特例措置の活用により、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創 等に寄与する設備投資を引き続き促進し、競争力強化を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済 構築を目指す。							
		基度点興基	2)施策の必要性 昭和47年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)に づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成14年 以後は、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)に基づき、より民間主導の自立的経済の構築に重 を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ。当該施策は、政府としての沖縄振 のための施策の一つであり、対象産業の産業高度化・事業革新を促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の 礎となる製造業等の振興を図るための施策である。 今回の要望は、沖縄振興特別措置法の規定に基づく産業イノベーション促進地域における課税の特例につ て、法人税及び所得税の特例措置の延長等が認められた場合に、税制上の特例措置の延長・拡充を講じる							

	ものであり、これまで一定の成果を挙げてきた産業高度化・事業革新に係る投資を引き続き促進し、競争力 の強化を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済を目指すものである。
本要望に 対応する 縮減案	

今回の要望	合理性	る	策体系におけ 政策目的の位 付け						
		政策の 達成目標		【達成目標】 達成目標 本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均で1,034百万円、令和8年度までに2,068百万円増加させる。 ※計画認定を受けた場合の達成目標における粗付加価値額の増加額は、平成30年度に本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加実績47百万円に、令和6年度以降の平年度における本特例措置の想定活用企業数22社を乗じて算出。					
			税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	令和9年3月31日までの2年間					
(税負担			同上の期間中 の達成目標	【達成目標】 本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額 の増加額					
軽減措置等				本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額は、令和4年度▲55,385百万円、令和5年度53,502百万円と合計▲1,883百万円であり、達成目標2,726百万円の実現には至っていない。 (単位:百万円)					
)		 政策目標の			R4	R5	合計		
に関連す		達成状況	計画認定を受けた先の 付加価値額の増加額	▲ 55, 385	53, 502	▲1, 883			
・る事項				(出所)沖縄県の調査 (R4 認定事出がある先の付加価値額の増加額		5 認定事業者(27 :	者) の内、決算書	等の提	
		効 要望の措置の		今後、平年度で 22 件の適用を見込む。					
	有効性			本特例措置を活用した新たな設備投資により、製造業等の生産性・生産額が拡大するとともに、税負担軽減相当額を新たな製品開発等の資金に充て事業を拡大するなどの事例があり、本特例措置は事業者の積極的な設備投資を強力に後押しする効果がある。このように、本特例措置は製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るものであるとともに生産性向上に資する DX (デジタルトランスフォーメーション) の実現を強力に推進するものであり、沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指すものである。					

		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	・法人税及び所得税の軽減 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税 による減収補填措置
		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
	相当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
		要望の措置の 妥当性	本特例措置は、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を推進するものである。これらの事業者に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定事業者を対象とする補助金等よりも、各事業者の一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定スキームを通して対象事業の適格性等を判断し、製造業等の競争力強化等に資すると認められる場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置となっている。

٦		(過去5年間	の適用実績)				(単位	: 百万円)			
れ				H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度			
ま		法人住民税	適用額	40	46	42	5	6			
で		個人住民税	適用額	-	-	-	_	-			
の		事業税(地方	適用額	2	10	17	9	0			
税	税負担軽減措置等の	法人特別税を									
負	適用実績	含む。)									
担		事業所税	適用額	0	0	0	0	0			
軽		(出所)「地方科	における税負	担軽減措置等の	の適用状況等に	関する報告書	」(総務省)				
減		※事業税につい	※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。								
措		※事業所税につ	※事業所税については、那覇市のみの措置。								
置		※算定できない	ものについてに	は、「−」と記載	0						
等											
の		(令和4年度									
適		, , , , _ ,	・沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却								
用		(単体)	(単体)								
実		1-11 11-11		業税0千円							
績		・沖縄の産業	· -	ョン促進地	域において	工業用機械等	等を取得した	と場合の法。	人税額		
ے	┃ ┃	の特別控除									
効	税負担軽減措置等	V= 11 11 = 7 12 1]、事業税─∃							
果	の適用状況等に関	・沖縄の産業	イノベーシ	ョン促進地	域において	工業用機械等	等を取得した	と場合の特別	引償却		
に	する報告書」に	(連結)									
関	おける適用実績			業税0千円							
連	0017 022713019	・沖縄の産業	· -	ョン促進地	域において	工業用機械等	等を取得した	と場合の法。	人税額		
すっ		の特別控隊	—								
るま		法人住民税	20千円、事	業税−千円							
事項		\!\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		似土人)一	7						
垻 		※事業税に地	力法人特別	祝を含んで	いる。						

令和元年度から令和5年度までに本特例措置を活用した企業数は111社で、これらの企業による設備投資額は584億円となっており、産業の高度化等に向けた設備投資が促進された。

なお、平成 28 年度に設定した測定指標に対し、活用事業者数の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度まで本制度を活用していた事業者が、平成 28 年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制度を活用したことなどによるものである。また、設備投資額の実績に乖離がある要因としては、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う観光需要及び消費需要の悪化により県内景気の下押し圧力が強まり、設備投資が指標より低調な水準となった。

実績・見込:

(単位:社、百万円)

税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)

)UAR	R1	R2	R3	R4	R5	R6
活用事業者 数(指標)	60	70	82	_	-	
活用事業者 数 (実績)	26	31	17	16	21	1
活用事業者 数(見込)	_	1	1	ı	ı	22
設備投資額 (指標)	23, 463	27, 373	32, 066	1	1	1
設備投資額 (実績)	5, 266	9, 977	11, 782	9, 160	22, 185	_
設備投資額 (見込)	_			_		11, 568

※R1 年度から R3 年度まで活用事業者数(指標)及び設備投資額(指標)は、H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算したもの。R4 年度から R6 年度は指標がなく「一」とした。

※活用事業者数 (実績) は、R1 年度から R4 年度は別紙「租税特別措置の適用実施調査の結果に関する報告書」(財務省)、R5 年度沖縄県調査

※設備投資額(実績)は、産業イノベーション促進地域の実施状況より

※R6 設備投資額(見込)は、R1 年度から R5 年度までの設備投資額の合計 58,370 百万円を活用事業者数の合計 111 件で除した 526 百万円に R6 年度活用事業者数(見込)22 件を乗じて算出

前回要望時の 達成目標

(脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合)

本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額

(脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合)

本特例措置を活用した事業における温室効果ガスの排出量の令和5年度における削減率

前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由

当該特例措置を受けた事業者群の粗付加価値額の増加額は、目標の達成には至っていないが、令和4年は燃料費高騰の影響を受け、付加価値額が極端に悪化する特殊要因があることや計画認定を受けて設備投資を行い、本格稼働して付加価値額が増加するには一定の時間を要すること、令和5年5月に新型コロナウィルス感染症の感染症法上の分類が2類から5類へ移行しており、今後、観光需要や消費需要の増加が見込まれ、設備投資の増加や付加価値額の増加が期待される。

本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量削減については、計画認定を受ける制度が、認められなかったことから達成目標として設定していない。

〇平	成	14	年	度

- 産業高度化地域の創設
- 〇平成19年度
- · 5年間延長
- 〇平成24年度
- ・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設
- ・対象地域を 13 市町村から全市町村に拡大
- 投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ (1,000万円超→500万円超)
- 〇平成26年度
- - ・機械等下限取得価格の引下げ(500万円超→100万円超)
 - 〇平成29年度
 - · 2年間延長
 - 〇令和元年度
 - 2年間延長
 - 〇令和3年度
 - 1 年間延長
 - 〇令和4年度
 - ・産業高度化・事業革新促進地域から、産業イノベーション促進地域に改称
 - 3 年延長
 - ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入

これまでの要望経緯